

## 償還期間および償還方法

貸付額に応じて償還期間が変わります。  
また、償還について、一定の要件を満たす方には、「**早期償還手当金**」が支給されます。

貸付額	償還期間※	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上6,500万円未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上8,000万円以下	7年	78回均等分割償還

※償還期間には措置期間6か月を含みます

## 解約と解約手当金

### ■ 共済契約の解約

**任意解約** 契約者が任意に行う解約

**機構解約** 契約者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約

**みなし解約** 契約者が死亡(個人事業主の場合)、会社解散、会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る)、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなします。ただし、共済契約の承継が行われたときは解約になりません

### ■ 解約手当金

掛金を12か月分以上納付した方には、解約手当金が支給されます(掛金納付月数が12か月未満の場合は、掛け捨てとなります)。解約手当金の額は、掛金納付月数に応じて、掛金総額に下表の率を乗じて得た額となります(不正行為による機構解約の場合は、支給されません)。税法上、解約した時点での益金の額(法人の場合)、または事業所得の収入金額(個人の場合)に算入することになります。共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月~11か月	0%	0%	0%
12か月~23か月	80%	75%	85%
24か月~29か月	85%	80%	90%
30か月~35か月	90%	85%	95%
36か月~39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

制度の詳しい内容については「**制度のしおり(冊子)**」をご覧ください。



## お申し込み方法

■ 貴社の事業活動内容を確認できる以下の取扱機関でお申し込みください。

中小機構の委託団体で会員(組合員)となっている商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業の組合など

現に融資取引等のある金融機関の本支店※

※支店によっては、経営セーフティ共済の加入業務を取り扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。

■ 加入手続きの一部や各種変更手続きの一部は **オンライン** でも受付しています。

オンラインで加入手続きなど、経営セーフティ共済オンライン手続きポータルサービスのサービスをご利用いただく際は、デジタル庁が提供する「GビズID」アカウント種別「プライム」のアカウントをあらかじめ取得いただく必要があります。

**GビズID** GビズIDは、すべての事業者を対象とした共通認証システムです。

アカウントを作成すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインでき、補助金申請、社会保険手続、各種認可申請など業務上の電子届出や申請に使用できます。ID発行時に一度だけ代表者の身元確認を行えば、その後の各手続での本人確認書類提出が不要になります。アカウントは最初に1つ取得するだけで、有効期限、年度更新の必要はありません。(令和3年8月現在)

オンライン受付  
くわしくはこちら



GビズIDについて  
くわしくはこちら



2026.02

取扱機関名

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】平日9:00~17:00

取引先の危機が、あなたの危機にならないために

# 経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、「中小企業倒産防止共済制度」の愛称です

## 中小企業が連鎖倒産に備える制度

取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に貸付けが受けられる共済制度です



POINT  
**1**

**最高8,000万円  
まで貸付け**

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額の貸付けが受けられます。

POINT  
**2**

**貸付条件は  
無担保・無保証人**

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けた場合、貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

POINT  
**3**

**掛金は損金  
または必要経費に**

掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます。掛金月額は、5,000円~200,000円の範囲内(5,000円単位)で選べます。

くわしくは **ウェブサイト** をご覧ください。

経営セーフティ共済

検索



Be a Great Small.  
中小機構

取引先の危機が、あなたの危機にならないために

# 経営セーフティ共済

だから、**66万者**<sup>※</sup>に選ばれています。

※令和6年度末時点契約者数

## 経営セーフティ共済が選ばれる 4つのポイント

### POINT 1

#### 最高8,000万円の 共済金貸付制度があるから

取引先事業者が倒産した場合（法的整理、取引停止処分、私的整理、災害による不渡り、特定非常災害による支払い不能）に**無担保・無保証人**で貸付けが受けられます。

貸付けは「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。

### POINT 2

#### 急な資金不足に備える 一時貸付金制度があるから

取引先事業者が倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「一時貸付金」の制度があります。



### POINT 3

#### 掛金が5,000円から 20万円まで選べるから

掛金月額は5,000円から20万円の範囲内で（5,000円）で自由にえらべます。加入後も掛金月額は増額・減額できます（ただし、減額には一定の要件があります）。掛金は800万円まで積み立てられ、税法上損金（法人）、必要経費（個人事業主）に算入できます。

※令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金の額に算入できません。

### POINT 4

#### 掛金が 掛け捨てじゃないから

12か月以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上（最大100%）の解約手当金を受け取ることができます。



## ご加入頂ける企業の方（中小企業者）

加入できる方は、次の条件に該当する**中小企業者**で、引き続き**1年以上事業を行っている方**となります。

- 個人事業主または会社で右の表の「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する方
- 企業組合、協業組合
- 事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

（注）

「常時使用する従業員」とは、原則として2ヶ月を超えて雇用される方であり、かつ、週当たりの所定労働時間がその企業の通常の従業員とおおむね同等である方をいいます。したがって、以下の方は除きます。

- ☑ 法人の役員
- ☑ 雇用期間が2ヶ月以下の方（アルバイト等）

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数 <sup>(注)</sup>
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業と工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

## 共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額（前納掛金は除く）の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

例1 掛金総額**100万円**の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等**1,500万円**の焦げつきが発生した場合

例2 掛金総額**800万円**の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等**5,000万円**の焦げつきが発生した場合

掛金総額**100万円**×10倍  
共済金貸付額の**上限1,000万円**

売掛金債権等の  
被害額**1,500万円**

掛金総額から100万円が控除 従って、掛金総額の残高は0円

掛金総額**800万円**×10倍  
共済金貸付額の**上限8,000万円**

売掛金債権等の  
被害額**5,000万円**

掛金総額から500万円が控除 従って、掛金総額の残高は300万円

## 実際に貸付けを受けた例

共済金  
貸付

度重なる貸し倒れでいよいよダメかと思っていた！  
（取引先の倒産で、新たに3,000万円の不良債権が発生）

共済金貸付金額  
**2,000万円**

中部地方の繊維製造卸業者。恒常的に不良債権を抱え、売上も年々減少し、金融機関からの借入金残高は2億4千万円を超えた状態だった。そんなとき、取引先が倒産し新たな不良債権が約3,000万円発生した。

そこで既存借入先の金融機関に相談したが、借入返済資金を補う程度の借入れが精一杯で、**不良債権に対応する新たな融資を受けるのは無理**だった。これまで預金取引だけしていた別の金融機関からも手形借入をしたが「焼け石に水」の状況だった。

そんな状況にもかかわらず、**経営セーフティ共済で2,000万円の貸付け**を受けることができ、どうにか急場をしりのげた。



### 経営者からの一言

以前にもこの制度を活用しており、今回は貸付限度額の関係で不良債権額全額までの貸付けは受けられなかったが、度重なる貸し倒れでいよいよダメかと思っていたので大変助かった。

企業の財務状況や返済可能性などの金融審査ではなく、取引先の倒産と取引先に対する回収不能債権額の事実確認だけで掛金の10倍まで貸してくれるので、当業界のような不況業種や売掛金の多い業種には大変ありがたい制度です。



お申し込み方法は裏面へ